

公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報の適正な取扱いに関する基本事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本規程においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく「個人番号」及び「特定個人情報」は、対象としないものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

センターが、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いを図る。

第2章 個人情報

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、定款の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

第5条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取り扱ってはならない。

(適正な取得)

第6条 個人情報は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 次に掲げる個人情報は、取得しない。

(1) 思想及び信条

(2) 人種及び民族、

(3) 犯罪歴

(4) 社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

第3章 個人データ

(正確性の確保)

第7条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよ

う努める。

(廃棄等)

第 8 条 個人データが、不要となった場合には、復元又は判読が不可能な方法により、当該個人データの消去又は廃棄を行う。

(安全管理)

第 9 条 個人データは、漏えい、滅失、き損等の防止のために必要な措置を次により講じる。

- (1) 個人データにアクセスできる職員の適正な管理
- (2) 外部からの不正アクセスの防止
- (3) 個人データの盗難又は紛失の防止
- (4) 特定個人情報事務取扱規程を別に定める。
- (5) その他必要な措置

(委託に伴う措置)

第 10 条 個人データ取扱いの委託をする場合は、委託を受けた者に対して、個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失等の防止策を講じるよう求める。

(提供の制限)

第 11 条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 4 章 保有個人データ

(開示)

第 12 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する
- 3 開示は、開示の求めを行った者の同意のもとでの閲覧等による方法とする。

(訂正等)

第 13 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき内容の訂正等を行う。

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(利用停止等)

第 14 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 5 条の規定に反して取り扱われているという理由、又は第 6 条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行う。

- 2 前項の規定に基づき求められた、保有個人データの利用停止等を行ったとき、若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

(開示等の求めに応じる手続)

第 15 条 第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項による求めを受ける場合には、当該開示等の求めを行おうとする者に対し、次の事項を記載した書面の提出を求めることができる。

- (1) 開示等請求者の氏名及び住所
- (2) 開示等請求の趣旨及び理由
- (3) 開示等請求をしようとする保有個人データを特定するに足りる事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 前項の場合において、センターは、開示等請求者に対して、保有個人データの本人であることを示す書類の提示、又は提出を求めることができる。

(手数料)

第16条 本人から、第12条第1項の規定による開示を求められたときは、合理的であると認められる範囲内において、手数料を徴収することができる。

第5章 体制等

(苦情の処理)

第17条 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行うため、個人情報保護管理者等を苦情処理担当者として指名し、その処理に当たる。

(個人情報保護管理者等)

第18条 センターは、個人情報の適正な取扱いに関する事務を総括する者として、個人情報保護管理者を置く。個人情報保護管理者は、事務局長とする。

2 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取扱いに関する事務を行わせることができる。

(啓発・研修)

第19条 センターは、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月19日から施行する。